

判例六法 令和三年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和二年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和三年四月二日から令和四年三月三十一日まで施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和四年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和二年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和三・二・一」までに施行などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和二年二月一日

有斐閣六法編集室

凡例

〔内容現在〕 令和二年二月一日
〔掲載内容〕 判例六法令和三年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
〔施行期日の範囲〕 令和三年四月二日から令和四年三月三十一日まで（令和四年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 判例六法基準日（令和二年九月一日）から同年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法 令 名	施行期日	施行期日を定めた法令
平成三十七年七開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三法一八）附則第一条但書	令和二・九・六	令和二・九・二政三七四
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和一法四五）附則第一条本文	令和二・二・二五	令和二・九・二政三五九
会社法の一部を改正する法律（令和二法七〇）附則第一条本文	令和三・三・一	令和二・二・一〇政三五
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一法七）附則第一条本文及び第二号	附則第 一条本文につき令和三・三・一、同条第二号につき令和三・二・一五	令和二・二・二〇政三五及び政三六

